

# ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン 定期予防接種のご案内

平成25年6月14日付の厚生労働省勧告に基づき、現在、HPVワクチンの接種を積極的にはお勧めしていません。接種を希望される方は、このご案内と「HPVワクチンの接種を検討しているお子様と保護者の方へ」「HPVワクチンを受けるお子様と保護者の方へ」（さいたま市Webでご覧になれます <http://www.city.saitama.jp/008/016/001/005/p013029.html>）を必ずお読みいただき、このワクチンの有効性とリスク等を十分ご理解いただいたうえで、接種をお受けください。

## 1 HPVワクチン定期予防接種対象者・接種方法

1. 接種対象者 接種日時点でさいたま市に住民登録がある、小学6年生～高校1年生相当の女子  
(2019年度対象者：平成15年4月2日生～平成20年4月1日生)
2. 接種期限 高校1年生相当の年度の3月31日まで
3. 接種場所 さいたま市定期予防接種実施医療機関  
※市内の実施医療機関以外で接種を希望される場合は、事前に各区役所保健センターへご相談ください
4. 接種料金 無料
5. 必要な物 HPVワクチン予診票※、母子健康手帳、健康保険証、接種を受ける方がさいたま市民であることが確認できる書類（子育て支援医療費受給者資格証等の氏名、住所が印字されている書類）、同意書※（必要な方のみ）13歳以上のお子さんで保護者の同伴が困難な場合、条件を満たした場合に限り、予診票及び同意書に保護者が署名することで、保護者の同伴なしで接種が可能です。条件については、3ページをご覧ください。  
※事前に母子健康手帳をご持参のうえ、各区役所の保健センターでお受け取りください。
6. 接種回数 3回

ワクチンは2種類あります。必ず1回目と同じワクチンで2回目、3回目の接種を受けてください。途中でワクチンを変更した場合の予防効果や安全性は確認されていません。

### (1) 2価ワクチン（ワクチン名：サーバリックス）

2回目の接種は、1回目の接種から1か月以上の間隔をおいて接種。3回目の接種は、1回目の接種から5か月以上かつ2回目から2か月半以上の間隔をおいて接種。

#### 【標準的な接種スケジュール】

接種時期：中学1年生の年度の初日から年度の末日まで（4月1日～翌年3月31日）

接種間隔：2回目の接種は、1回目の接種から1か月以上の間隔をおいて接種

3回目の接種は、1回目の接種から6か月以上の間隔をおいて接種

※2回目の接種と3回目の接種は必ず2か月半以上の間隔をおくこと

### (2) 4価ワクチン（ワクチン名：ガーダシル）

2回目の接種は、1回目の接種から1か月以上の間隔をおいて接種。3回目の接種は、2回目の接種から3か月以上の間隔をおいて接種。

#### 【標準的な接種スケジュール】

接種時期：中学1年生の年度の初日から年度の末日まで（4月1日～翌年3月31日）

接種間隔：2回目の接種は、1回目の接種から2か月以上の間隔をおいて接種

3回目の接種は、1回目の接種から6か月以上の間隔をおいて接種

※2回目の接種と3回目の接種は必ず3か月以上の間隔をおくこと

◆◆◆ 詳しくは、下記各区役所保健センターへお問い合わせください ◆◆◆

西 区保健センター	TEL620-2700	FAX620-2769	桜 区保健センター	TEL856-6200	FAX856-6279
北 区保健センター	TEL669-6100	FAX669-6169	浦和区保健センター	TEL824-3971	FAX825-7405
大宮区保健センター	TEL646-3100	FAX646-3169	南 区保健センター	TEL844-7200	FAX844-7279
見沼区保健センター	TEL681-6100	FAX681-6169	緑 区保健センター	TEL712-1200	FAX712-1279
中央区保健センター (2020年1月以降)	TEL853-5251 TEL840-6111	FAX857-8529 FAX840-6115	岩槻区保健センター	TEL790-0222	FAX790-0259

## 2 子宮頸がんと発がん性ヒトパピローマウイルス(HPV)

子宮頸がんは、子宮頸部（子宮の入り口）にできるがんで、日本では年間約 10,000 人が発症し、約 3,000 人が死亡しているがんであり、女性特有のがんでは第 2 位です。

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス（HPV）というウイルスのなかで、15 種類ほどの発がん性 HPV の持続的な感染が原因で引き起こされる病気です。子宮頸がんは近年 20 代や 30 代の若年層で増加傾向にあります。

HPV は特別な人だけが感染するウイルスではなく、性交経験がある女性であれば誰でも感染する可能性があります。発がん性 HPV に感染しても、多くの場合、感染は一時的で、ウイルスは自然に排除されてしまいますが、ウイルスが排除されずに感染した状態が長期間続く場合があります。そのうち、ごく一部のケースで数年～十数年間かけて前がん病変（がんになる前の異常な細胞）の状態を経て子宮頸がんを発症します。従って、この間に子宮頸がん検診を受診することで、前がん病変を早期に発見し、治療することが可能です。

## 3 ワクチン接種の効果と限界、副反応について

HPV ワクチンには、子宮頸がん全体の 50～70%の原因を占めるとさせる HPV16 型・18 型の 2 つのタイプの HPV に対する抗原が含まれていて、HPV16 型・18 型による前がん病変や持続感染を 90%以上予防したと報告されています。

HPV ワクチンは、初交前の女兒が最適なので、小学 6 年生から高校 1 年生に相当する女子を対象に、接種費用の助成を行っています。定期予防接種の対象ではない方で、HPV ワクチンの接種を希望する場合には、全額自己負担となりますので、別途、医療機関にご相談ください。

なお、HPV ワクチンを接種しても、HPV16 型・18 型を除く発がん性 HPV の感染を防ぐことはできず、また、HPV16 型・18 型に対する十分な免疫が得られずに感染を防ぐことができないこともあります。さいたま市では、がん検診を実施していますので、ワクチンを接種していても、20 歳になりましたら、子宮がん検診を欠かさずに受けてください。

さらに、どのようなワクチンでも、接種により、接種部位の発赤（赤み）など軽い副反応がみられることがあります。また、極めてまれですが、重い副反応が起こることがあります。HPV ワクチンの接種後にみられる副反応としては、以下のとおりです。

### ○ HPV ワクチンの主な副反応

- 頻度 10%以上： 接種時の痛み、注射部分の痛み・赤み・腫れ
- その他： 発熱、かゆみなど
- ワクチン接種後に血管迷走神経反射（気を失う、息苦しさ、動悸、など）
- （稀に生じる重い副反応として）アナフィラキシー様症状（血管浮腫・じんましん・呼吸困難など）
- ギラン・バレー症候群
- 急性散在性脳髄膜炎（ADEM）

HPV ワクチンの接種後に血管迷走神経反射<sup>\*</sup>として失神が現れることがあります。失神による転倒等を防止するため、注射後の移動の際には、保護者等が腕を持つなどして付き添うようにし、接種後 30 分程度体重を預けられるような場所で座るなどした上で、なるべく立ち上がらないようにしてください。

発生の仕組みは不明ですが、ワクチン接種後に、接種部位に限らない広範な疼痛（筋肉痛、関節痛、皮膚の痛み等）、しびれ、脱力等があらわれ、長期間症状が持続する例が報告されているため、異常が認められた場合には、神経学的・免疫学的な鑑別診断を含めた適切な診療が可能な医療機関を受診してください。

<sup>\*</sup>血管迷走神経反射とは注射の痛みや恐怖、不安等の精神的動揺により自律神経系が刺激され、全身の血管床が拡張するために脳血流が低下することで一過性に血圧や心拍数の低下を引き起こす生理的反応

## 4 接種日に保護者の同伴が困難な場合

HPVワクチンの接種については、保護者の同伴と同意が原則となっております。

ただし、下記4条件を全て満たした場合に限りお子さんだけ（保護者同伴なし）での予防接種が可能です。

- ① 被接種者（お子さん）が13歳以上である。
- ② 保護者とお子さんをご案内を読み、理解したうえで、お子さんに接種を受けさせることを希望した。
- ③ 別紙「保護者が同伴しない場合の同意書」及び「HPVワクチン予診票」に保護者が自ら署名することで、保護者が同伴せずにお子さんが接種を受けることを希望する意思を示した。
- ④ 予約時及び接種時に「保護者同伴なし」であることを伝え、医師がそれを容認した。

※なお、署名にあたっては、ご案内をよくお読みいただき、HPVワクチン接種に関する疑問があれば、事前に接種医に確認し、保護者がお子さんとともに接種目的やワクチンの効果と限界、副作用（疼痛と腫脹、失神など）、子宮がん検診の必要性等を十分理解し、接種させることを決めてから署名してください。

- 接種日当日は、「保護者が同伴しない場合の同意書【HPVワクチン】」及び「HPVワクチン予診票」が必要となります。
- 保護者が接種を受けさせると希望していた場合でも、お子さんがその場で拒否した場合や、医師が接種の適応がないと判断した場合には、接種を行わないことがあります。

## 5 ワクチン接種による健康被害の救済制度

○ 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

○ 給付の内容は、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料となっており、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

○ ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、予防接種を受けた医療機関へご相談ください。

## 6 妊娠・授乳中の女性への注意事項

HPV ワクチンの接種においては、妊娠中の接種に関する有効性及び安全性並びに授乳中の接種に関する安全性が確立していないことから、妊娠又は妊娠している可能性のある者には接種を行わないことが望ましく、また授乳中の者への接種は接種上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ行うこととされています。接種にあたっては、接種を行う医師にご相談ください。

## 【参考】特別な事情により定期の予防接種の機会を逃した場合

定期予防接種の対象者であった間に長期にわたり療養を必要とする疾病にかかり、または、臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと等の特別な事情があり、やむを得ず定期予防接種を受けることができなかつた場合は、当該特別の事情がなくなつてから2年間定期予防接種を行う機会が設けられます。

この制度の利用希望がある場合は、事前に各区役所保健センターへご相談ください。